平成２２年（フ）第１４７号
香川県丸亀市川西町南甲163番地１　富士見ハイツＦ棟202号
債務者　田辺　　譲
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１６６号
鹿児島市冷水町28番１号チェリーハウス201号室、申立時の住所岡山県玉野市槌ケ原906番地　サンパティーク横田口Ⅱ102号室
債務者　白石　　学
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６２号
岡山市南区浦安本町83番地10
債務者　香川　睦郎
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０７号
岡山市北区伊島町３丁目４番３―９号　セントフォレスト伊島101号
債務者　水本　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２１号
岡山市南区妹尾2290番地　神崎コーポＢ―２、住民票上の住所岡山市南区妹尾2290番地
債務者　神本　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５０号
岡山市南区浜野３丁目19番43号　佐藤コーポ102号室
債務者　中村　倫世
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７９号
岡山市北区東花尻73番地１　ニューマリッチモリヤスＡ302
債務者　森　由美栄（旧姓正本）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０８号
岡山市北区清輝橋３丁目４番12号　カーサ医大東201
債務者　河田　憲治
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１４号
岡山市東区西大寺上１丁目20番26号　３号室
債務者　福池　　都
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４６号
岡山市北区御津国ケ原５番地11
債務者　服部　雅子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１号
長野県佐久市瀬戸487番地４
債務者　佐藤　末夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４７５号
青森市合浦２丁目16番５号
債務者　三上　敬子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
青森市金沢２丁目14番８号
債務者　後藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
青森市金沢２丁目14番８号
債務者　後藤セツ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
青森市奥野１丁目19番13号
債務者　鶴岡　一洋
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係